

令和5年度

福井労働局の重点施策

(行政運営方針)

～ ふくいの「働く」を支えます ～



らっきょう畑 (あわら市)



千古の家 花しょうぶ (坂井市)



池河内湿原 (敦賀市)



西山公園 (鯖江市)



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 福井労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Fukui Labor Bureau

労働基準監督署・ハローワーク

☆☆☆ 厚生労働省認定マーク ☆☆☆

福井労働局では、事業主からの申請を受け、各種認定を行っています。認定マークは、自社の商品・広告などに使用できるほか、ハローワークの求人票に表示することができ、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながる等のメリットがあります。また、公共調達の加点評価や低利融資の対象となる場合があります。

認定マーク	認定マークの概要	本省HP	認定企業	
	えるぼし認定 女性活躍推進法に基づき、行動計画を策定し届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である企業としての認定です。認定基準に応じて3つの段階(★の数)があります。			
	プラチナえるぼし認定 えるぼし認定企業のうち、策定した行動計画の目標を達成し、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が、特に優良(女性の管理職比率や継続雇用割合が高いなど)である企業としての認定です。			
	トライくるみん認定 くるみん認定の認定基準の引き上げを踏まえ、改正前のくるみん認定と認定基準を引き継いだ形で新設されました。			
	くるみん認定 次世代育成支援対策推進法に基づき、策定した行動計画の目標を達成し、一定の基準も満たしたことにより、「子育てサポート企業」としての認定です。			<p>「くるみん」認定企業が、不妊治療と仕事の両立に取組む場合に付与される認定マークが新設されました。</p> 
	プラチナくるみん認定 くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組(男性労働者の育児休業等取得割合が高いなど)を行い、特に優良な「子育てサポート企業」としての認定です。			
	安全衛生優良企業認定 労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業としての認定です。			
	ユースエール認定 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業の認定です。「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などで積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。			
	もにす認定 障害者の雇用の促進や安定に関する取組などの優良な中小企業の認定です。企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて「と(も)に(す)すむ」という思いが込められています。			

令和5年度 福井労働局行政運営方針

少子高齢化・生産年齢人口の減少という我が国の構造的な課題がある中で、国民一人ひとりが豊かで生き生きと暮らせる社会を作るためには、成長と分配の好循環による持続可能な経済社会の実現が不可欠であり、そのためには、人への投資を強化する必要があります。また、2020年から続く、新型コロナウイルス感染症の影響により我が国経済は大きく落ち込み、雇用にも影響を与えるようになったこの状況に対応するため、政府としては多様な働き方への支援のための諸施策を講じることとしています。

一方、福井県は安定した雇用や共働き世帯が多いことから、多くの民間調査で「幸福度」や「経済的豊かさ」においては全国上位となっていますが、実感が得られていないとの意見もあることから、豊かな県民生活の実現がより一層求められています。

このような状況を踏まえ、福井労働局は、令和5年度の行政運営方針として、労働者の賃上げ支援、個人の主体的なキャリア形成の促進、安心して挑戦できる労働市場の創造、多様な人材の活躍促進、誰もが働きやすい職場づくりの柱立てに沿って、取り組むこととしています。

福井労働局は、地域の総合労働行政機関として、福井県民の期待に真に応えていくために、労働局、労働基準監督署及びハローワークが一体となって、福井の「働く」を支えていきます。

目 次

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等	
1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等	・・・ P 1
第2 個人の主体的なキャリア形成の促進	
1 個人の主体的なキャリア形成の促進	・・・ P 2
第3 安心して挑戦できる労働市場の整備	
1 人手不足分野や地域間、賃金上昇を伴う労働移動の支援	・・・ P 2
2 継続的なキャリアサポート・就職支援	・・・ P 3
(1) ハローワーク職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進 及び求職者支援	・・・ P 3
(2) 非正規雇用労働者等に対する就職支援	・・・ P 4
第4 多様な人材の活躍促進	
1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進	・・・ P 5
2 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保	・・・ P 7
3 就職氷河期世代の活躍支援	・・・ P 8
4 新規学卒者等への就職支援	・・・ P 8
5 高齢者の就労・社会参加の促進	・・・ P 9
6 障害者の就労促進	・・・ P 9
7 外国人に対する支援	・・・ P10
第5 誰もが働きやすい職場づくり	
1 働き方改革の実現に向けた取組	・・・ P10
2 柔軟な働き方がしやすい環境整備	・・・ P13
3 安全で健康に働くことができる環境づくり	・・・ P13
(1) 職場における感染防止対策の推進	・・・ P13
(2) 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる 環境の整備	・・・ P14
(3) 原子力発電所等に対する総合的な対策の推進	・・・ P15
(4) 治療と仕事の両立支援	・・・ P16
(5) 迅速かつ適正な労災保険の給付	・・・ P16
(6) 総合的なハラスメント対策の推進	・・・ P17
4 労働保険の未手続事業の解消と収納率の向上	・・・ P18
<参考資料>	
・令和5年度主な行事予定	・・・ P19
・主な助成金・給付金制度のご案内	・・・ P20
・福井労働局の組織と主な業務	・・・ P21
・福井労働局ホームページのご案内	・・・ 裏表紙

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

課題

最低賃金については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)において、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指すとされ、事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが不可欠です。また、キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化に応じた賃金支払方法も必要となります。

重点事項

- ① 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等
- ② 最低賃金制度の適切な運営
- ③ 監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底
- ④ 「資金移動業者の口座への賃金支払」に関する周知及び指導

今後の取組【最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等】

- ①-1 最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が必要不可欠であり、業務改善助成金の充実により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援します。また、中小企業等が賃金の原資を確保できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、局及び監督署においても、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行います。

事業者の皆様へ
賃金引き上げ
特設ページを開設！
詳しくはこちら
厚生労働省



福井県の最低賃金

福井県の最低賃金

時間額 ()は改定前	効力発生日	福井県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。ただし、下記の福井県産品の製造的労働者とその使用者については、該当する特定最低賃金が適用されます。	
888円(858円)	令和4年10月2日		
福井県内の特定最低賃金			
特定最低賃金件名	時間額 ()は改定前	効力発生日	特定最低賃金の適用除外業務 ※特定最低賃金の適用除外業務は、福井県産品の製造的労働者とその使用者に適用されません。
結核菌、化学繊維、織物、染色整理業		令和4年の金額改定はなく、令和4年10月2日から、福井県産品最低賃金 888円(858円)が適用されます。	
繊維機械、金属加工機械製造業	915円(874円)	令和4年12月24日	※福井県産品とは、福井県産の原料・部品・材料等を使用し、福井県内で製造されたものを指します。ただし、福井県産品の製造的労働者とその使用者については、特定最低賃金の適用除外業務となります。
電気機械器具製造業(総称)		令和4年の金額改定はなく、令和4年10月2日から、福井県産品最低賃金 888円(858円)が適用されます。	
百貨店、総合スーパー		令和4年の金額改定はなく、令和4年10月2日から、福井県産品最低賃金 888円(858円)が適用されます。	

◆各特定最低賃金の適用除外業務
※福井県産品の製造的労働者とその使用者に適用されません。

※特定最低賃金の適用除外業務の範囲については、変更を要する場合があります。

お問い合わせ
福井労働局 労働基準課 賃金室 TEL.0776(22)2691



今後の取組【最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等】

- ①-2 各監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例が分かる資料を提供するなどし、企業の賃金引上げへの支援等を行います。また、ふくい働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対して支援を行います。
- ②-1 最低賃金制度の適切な運営を図るため、経済動向及び県内の実情(新型コロナウイルス感染症による影響を含む。)及びこれまでの福井地方最低賃金審議会の審議状況などを踏まえつつ、福井地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。
- ②-2 最低賃金額の改定等については、最低賃金周知広報実施計画に基づき、県内の使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。
- ③ 監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、雇均室又は安定部等による効果的な報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実行性を高めるとともに、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。
- ④ 令和5年4月1日より労働者が同意した場合の賃金支払方法として銀行口座と証券総合口座への支払に加え、「資金移動業者の口座への賃金支払」認められることについて、労使双方への丁寧な周知を行う。

業務改善助成金とは？

生産性向上のための設備投資や人材育成による業務改善を行い「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」を一定額以上引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

『業務改善助成金の活用事例』

【サービス業】 POSレジシステムの導入

導入前	手入力により精算作業を行っていた。
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 精算処理の正確性と効率化が向上 ➢ お客様の待ち時間が短縮され、顧客管理も可能になったことから販売促進が可能となった ➢ 効率労働能率が増進し、業務が改善

業務改善助成金



【製造業】 除雪機を導入

導入前	人力により駐車場の除雪を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 従業員の身体的負担を軽減し、本来の業務に早く着手 ➢ 大幅な作業時間の短縮

【飲食店】 高速・高温の食器洗浄機の導入

導入前	手作業で行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 洗浄・消毒を機械化 ➢ 洗浄時間の大幅な短縮 ➢ 来店客の回転率が上がり、売上増加

第2 個人の主体的なキャリア形成の促進

1 個人の主体的なキャリア形成の促進

課題

ハロートレーニングイメージキャラクター
「ハロトレくん」



産業構造が変化する中、個人がそれぞれの置かれた状況に応じて自立的・主体的にキャリアを形成し、その能力を発揮できるための環境整備が求められています。その際、希望する労働者が成長分野に円滑に労働移動するために必要なスキルアップの支援、在籍型出向など新たな経験を通じたキャリアアップや能力開発といった視点を加えていくことが重要です。

重点事項

- ① 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等
- ② デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援
- ③ 雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援

ハロートレーニング
— 急がば学べ —



※福井県地域職業能力開発促進協議会

令和4年10月に職業訓練に関する協議会として福井県と福井労働局が共同で設置しました。同協議会は学識有識者・労使団体・訓練実施者等で構成されます。地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定促進、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等を協議します。

今後の取組

- ① 福井県地域職業能力開発促進協議会（※）において、これまでの訓練コースの実績を踏まえた検証や見直しを行い、地域のニーズを適切に踏まえたデジタル分野の訓練コースを増設します。
- ② デジタル分野における新たなスキルの習得を目指す求職者に対し、ハローワーク窓口でのデジタル分野の訓練への受講勧奨に取り組みるとともに、訓練修了生の採用を視野に入れた求人確保を行う等、きめ細かな再就職支援を実施します。
- ③ 雇用調整助成金及び産業雇用安定助成金により、休業等や在籍型出向により雇用維持に取り組む事業主の支援を着実に実施するほか、不正受給には厳正に対応します。また、企業内でデジタル人材の育成を始めとした、積極的な人材育成に取り組む事業主に対し、人材開発支援助成金による支援を実施します。

デジタル分野の訓練コース例

- ・ITスペシャリスト養成科
 - ・Webデザイナー養成科
 - ・Webデザイン・スマホアプリ制作実践科
- ※主にプログラミング系とWeb系の訓練コースがあります。



第3 安心して挑戦できる労働市場の整備

1 人手不足分野や地域間、賃金上昇を伴う労働移動の支援

課題

人手不足の問題が顕在化する中、「人材の有効活用」「個々人がそれぞれの意欲と能力に応じて活躍する」といういずれの観点からも、円滑な労働移動を可能とする環境整備を図ることが重要です。同時に、県民に幅広くハローワークの活用を働きかけるとともに、人手不足分野をはじめ、業種を超えた再就職支援や地方自治体と連携したI・J・Uターンの促進等により、県内企業の人材確保を支援していく必要があります。

重点事項

- ① 人手不足分野（医療・福祉、建設、警備、運輸）に対する支援
- ② 地方自治体と連携した地域雇用対策の推進
- ③ 賃金上昇を伴う労働移動の支援



ハローワーク福井での介護事業所説明会



ふくい合同就職面接会
(雇用対策協定締結自治体共催)

今後の取組

- ①-1 人手不足分野では、ハローワーク福井に設置している「人材サービスコーナー」を中心に、関係機関とも連携の上、きめ細かな就職支援に取り組みます。また、医療・介護分野では、福井県ナースセンターや福祉人材センター等の関係機関と連携した支援に取り組みます。
- ①-2 ハロートレーニング（公的職業訓練）では、ハローワーク、職業訓練機関及び福井県福祉人材センターによる雇用と福祉の連携により、離職者の介護分野等への就職支援に取り組みます。
- ② 地方自治体と締結している雇用対策協定の事業に取り組み、地域の雇用拡大やI・J・Uターンの促進を図ります。また、ハローワークにおいては、県民に幅広くハローワークの活用を働きかけるとともに、マッチング支援のほか、ミニ面接会や事業所説明会・見学会を積極的に開催・企画するなど、県内企業の人材確保を支援します。
- ③ 正社員として継続して雇い入れ、前職よりも賃金を一定以上引き上げた事業主を支援する労働移動支援助成金や中途採用等支援助成金、特定求職者雇用開発助成金について効果的に周知し、前職よりも高い賃金で従業員を雇用する企業を支援します。

2 継続的なキャリアサポート・就職支援

(1) ハローワーク職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進及び求職者支援

課題

ハローワークインターネットサービスの機能を活用し、手続きのオンライン化やマッチング支援を強化するなど、オンラインサービスの利用を促進することにより、ハローワークの職業紹介業務の充実を図るとともに、求職者のニーズに応じた柔軟な活動ができるよう、オンラインによる職業相談やセミナーの実施、SNS等を活用した情報発信等を強化していく必要があります。

重点事項

- ① ハローワークオンラインサービス普及のための求人者・求職者マイページの開設促進
- ② ハローワークインターネットサービス上のマイページを活用した職業紹介業務の充実強化
- ③ オンラインによる職業相談・セミナー、職業情報提供サイトやSNS等を活用した就職支援の取組
- ④ オンライン・デジタル化の推進に伴うFAX利用の廃止に向けた取組強化
- ⑤ オンライン・デジタル化によるハローワークの継続的な業務改善

今後の取組【オンラインサービスの利用促進】

- ① ハローワークインターネットサービスの機能を活用したオンラインサービスの利用を推進するため、活用のメリットを積極的に周知することにより、当該サービス利用の前提となるマイページの開設を促進します。
- ② マイページを通じた求人情報の積極的な提供やオンラインハローワーク紹介の促進等、ハローワークインターネットサービスの機能を有効活用することにより、求職者・求人者のマッチング支援等を強化します。また、再就職に当たり課題を抱える方については、ハローワークへ来所を促し、個々の課題に合わせた支援策の提案を行う等の課題解決に向けた支援サービスを実施します。

HelloWork Internet Service
ハローワーク インターネットサービス

求人者・求職者の皆様へ
2022年10月1日の改正職業安定法の施行に伴い、ハローワークインターネットサービスのプライバシーポリシー及びサイトポリシーを改定しました。また、10月1日より、求人者マイページ及び求職者マイページのホーム画面に登壇情報の更新に関するメッセージが表示されるようになります。定期的に登録情報をご確認いただき、正確かつ最新の情報をご登録いただくようお願いいたします。

<p>仕事をお探しの方</p> <p>仕事をお探しの方へのサービスのご案内</p> <p>求職登録・職業紹介サービスのご利用にあたってはこちらをご覧ください。</p> <p>求職者マイページにログイン 求職者マイページをお持ちの方は、ログインして求人情報検索などのメニューをご利用ください。</p> <p>求人情報検索 <マイページをお持ちでない方> 全国のハローワークで受け付けた求人を検索できます。詳しい検索方法は以下のリンクをご覧ください。</p> <p>求人検索の仕方 マイページを開設して求職申込み <ハローワークで手続していない方> インターネット上でマイページを開設するとともに、求職登録ができます。</p>	<p>事業主の方</p> <p>事業主の方へのサービスのご案内</p> <p>職業相談・職業紹介サービスのご利用にあたってはこちらをご覧ください。</p> <p>求人者マイページにログイン 求人者マイページをお持ちの方は、ログインして求人申込みなどのメニューをご利用ください。</p> <p>事業所登録・求人申込み(求付録) <マイページをお持ちでない方> こちらから求人者マイページを開設し(アカウント等を登録)、事業所登録・求人申込み(求付録)を行ってください。</p> <p>求人者マイページ開設(パスワード登録) ハローワークで「求人者マイページ」開設のためのアカウントを登録した方は、こちらからパスワードを登録してください。</p>	<p>ハローワーク求人・求職者支援サービスをご利用の方へ</p> <p>ハローワークなどの所管情報</p> <p>求職者マイページ開設マニュアル(オンライン登録版) [PDF:2905KB]</p> <p>求職者マイページ開設マニュアル(印刷版) [PDF:3254KB]</p> <p>求人者マイページ利用マニュアル [PDF:4291KB]</p> <p>求人情報検索の方法、マイページの操作方法に関するお問い合わせ先は、こちらをご覧ください。</p>
--	--	--

【求人者・求職者マイページでできること】

【求人者マイページ】

ハローワークは貴社の人材確保を全力でサポートします！

オンラインによるサービスも充実

ポイント1 **まずは求人者マイページを開設**

ハローワークインターネットサービスで求人者マイページを開設すると、**オンラインで求人者の申込み**ができます。

ポイント2 **マイページ開設で充実したサービスが利用可能に**

マイページを開設すると、以下のサービスがご利用いただけます。

- ①ハローワークインターネットサービスで**求人を見た方からの直接応募**が可能に
- ②**ハローワークからの紹介もオンライン**で受けることができます
- ③求職情報を公開している**求職者へ、直接アプローチ**できます

※いずれの場合も、求職者もマイページを開設している必要があります。

ポイント3 **マイページ利用で採用事務が効率的に**

マイページ上で選考結果の登録や、応募者とのメッセージのやりとりなどができ、**採用事務を効率的に**進められます。

ポイント4 **まずはハローワークを使ってみる**

よりよい人材を確保するためには、**地域の労働市場の状況等をよく知る専門機関ハローワークにご相談**いただくことが効果的です。希望する人材の確保に向けた提案を行います。

■ハローワークインターネットサービス
「求人者の申込み」、「求人者マイページ」の開設 etc.

サイトへのアクセスはこちら

ハローワークインターネットサービス 検索



【求職者マイページ】

ハローワークはあなたの就職を全力でサポートします！

オンラインによるサービスも充実

ポイント1 **まずはオンラインで求職登録**

ハローワークインターネットサービスからオンラインで求職登録ができます。※既にハローワークに求職登録されている方は、この手続きは不要です。

ポイント2 **求職者マイページを活用**

マイページを開設すると、希望条件を登録して簡単に求人検索できたり、オンラインで求人に応募するなど、**効率的に求職活動を進める**ことができます。

※ハローワークで既に求職登録されている方も、マイページを開設できます。詳しくはハローワークの窓口でご相談ください。

ポイント3 **まずはハローワークを使ってみる**

ネット上には、たくさんの求人情報や就職活動に関する情報があふれています。ご自分で多くの情報の中から自分に必要なものを選んで就職活動を進めることは大変です。専門機関であるハローワークをご利用すると効果的です。

ポイント4 **オンラインによる職業相談を実施**

ハローワークへの来所が難しい場合など、オンラインによる職業相談を実施しています。

■ハローワークインターネットサービス
「オンラインでの求職登録」、「求職者マイページ」の開設 etc.

サイトへのアクセスはこちら

ハローワークインターネットサービス 検索



今後の取組 【情報発信の強化等】

- ③ オンラインによる職業相談、セミナーの実施やSNS、ホームページを活用したハローワークの各種支援メニュー、イベント等の情報発信を強化するなど、求職者のニーズに応じた柔軟な求職活動ができるよう支援します。また、job tag (※) (職業情報提供サイト(日本版O-NET)) やジョブ・カードを活用することにより、職業情報や職業能力を「見える化」し、効果的なマッチングを推進します。
- ④ オンライン・デジタル化の推進に伴う業務の効率化を図る観点から、求人者との求人票や採否確認通知の送受信等、これまでFAXを利用していた業務について、マイページの利用を推進するなど、FAX利用の廃止に向けた取組を強化します。
- ⑤ ハローワークのマッチング機能に関し、オンライン・デジタル化による継続的な業務改善を推進するとともに、実績等を公表することにより、地域社会のハローワークに対する信頼感の向上を図ります。

ジョブ・カードがつくれる、わかる
マイジョブ・カード
オンラインで、いつでもアクセス!

会社やリビング、電車の中、時には寝っ転がりながら、好きなタイミングでキャリアプランが見直せる。

私たちのもっと、身近な存在に。

(※) job tag(職業情報提供サイト(日本版O-NET))リーフレット

新しい業界や、知らない職業を知ったり、チャレンジしたりするきっかけに!

職業情報提供サイト
(日本版O-NET)

job tag(ジョブ タグ)を使ってみよう!
職業情報提供サイト(日本版O-NET) job tagは、「ジョブ」(職業、仕事)、「タスク」(仕事の内容を細かく分解したもの・作業)、「スキル」(仕事をするのに必要な技術・技能)等の観点から約500の職業情報を「見える化」し、求職者等の就職活動や企業の採用活動等を支援するWebサイトです。

PC・スマホから
サイトへGO!

職業情報 検索

自分に合う職業診断編

● job tag ツムページ

- 1 職種を探索する
自分の興味や仕事に対する価値観、適性を検査する機会に、「職種探索」をクリックします。様々な検査結果から職業を探索することができます。
- 2 検査を始める
各検査の「実施する」ボタンをクリックします。
- 3 検査結果を組み合わせて探索する
テストに回答した検査結果を組み合わせて関連する職業の一覧を見ることができます。

厚生労働省 福井労働局 ハローワーク

SNS(LINE)を活用した情報発信

ハローワーク福井G
ID:@515zmyfw

※ハローワーク(福井、大野、三国)から最新情報をお届けします。

ハローワーク武生G
ID:@847gumav

※ハローワーク(武生、敦賀、小浜)から最新情報をお届けします。

(2) 非正規雇用労働者等に対する就職支援

課題

やむを得ず離職した非正規雇用労働者等の方々について、一人ひとりの状況に応じた早期の就職支援を行う必要があります。

重点事項

- ① 求職者支援制度を活用した就職支援
- ② フリーターへの就職支援
- ③ 地方公共団体と連携した生活困窮者等に対する就職支援
- ④ 人材ビジネス事業者への指導監督の実施

再就職・転職・スキルアップを支援

求職者支援制度

月10万円 給付金 + 無料の 職業訓練 + 就職 サポート

生活困窮の状態にある方等へのワンストップ型の就労支援

【ハローワークによる就労支援メニュー】

- ・担当者制による支援(キャリアコンサルティング、履歴書作成支援、面接指導、職業紹介等)
- ・職業準備プログラムの実施(職業準備セミナー、グループワーク等)
- ・トライアル雇用の活用
- ・ハートトレーニング(公共職業訓練、求職者支援訓練)の活用等

- ・常設窓口(福井市役所内)
ハローワーク福井
「福祉・就労支援コーナーふくい」
- ・各自治体への出張相談
ハローワーク武生・大野・三国・敦賀・小浜
管内の自治体



今後の取組

- ① 就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度を活用した就職支援を行うとともに、ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援を行います。
- ② ハローワーク福井及び武生に設置している「わかもの支援窓口」を中心に、一人ひとりのニーズに応じた支援メニューを提供し、正社員での就職を促進します。
- ③ 生活困窮の状態にある方や生活保護を受給中の方に対して、福井市役所内に設置したハローワーク常設窓口やハローワークによる福祉事務所等への出張相談において、地方自治体と連携してワンストップ型の就労支援を実施します。
- ④ 労働者派遣法等に基づき、派遣労働者の公正な待遇の確保に向け、派遣元事業者等への指導監督を実施します。

第4 多様な人材の活躍促進

1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

課題

女性の活躍推進を更に進め、誰もが働きやすい就業環境を整備するため、男女の賃金の差異の情報公表を契機とした女性活躍推進の取組促進等を進める必要があります。

また、希望に応じて男女とも仕事と育児等を両立できるよう、令和5年4月に全面施行される改正育児・介護休業法の履行確保等により、仕事と育児・介護の両立支援の取組を促進する必要があります。

重点事項

- ① 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保
- ② 育児・介護休業法の周知及び履行確保
- ③ 男女とも仕事と育児・介護の両立ができる職場環境整備の取組支援
- ④ 不妊治療と仕事の両立支援等への取組支援
- ⑤ 子育てをしながら就職を希望する女性等を対象とした就職支援

育児・介護休業法の改正のポイント

★令和4年4月1日施行

- ① 育児休業申出・取得を円滑にするための事業主の措置が義務化
- ② 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件「入社1年以上」要件廃止

★令和4年10月1日施行

- ③ 子どもの出生後8週間以内に4週間取得できる「産後パパ育休」を創設
- ④ 1歳までの育児休業も分割取得可能
- ⑤ 1歳以降の育児休業延長の場合、休業開始日を柔軟化

★令和5年4月1日施行

- ⑥ 1,000人超企業は育児休業等の取得状況を年1回公表が義務化

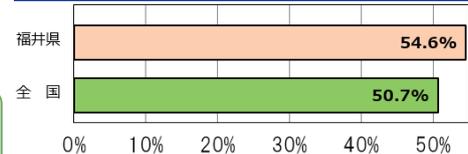
厚生労働省改正
育児・介護休業
法特集ページ



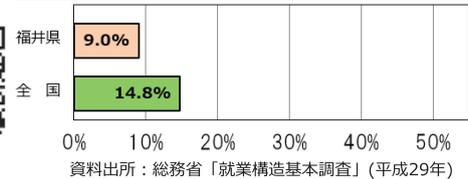
女性活躍推進法の詳細は、厚生労働省HP女性活躍推進法特集ページに掲載されています



女性15歳以上の人口に占める有業者の割合



管理的職業従事者に占める女性の割合



今後の取組 【女性活躍推進法、男女雇用機会均等法】

- ①-1 令和4年7月8日施行の女性活躍推進法に基づく改正省令により労働者数301人以上の事業主に義務付けられた男女の賃金の差異にかかる情報公表と、101人以上の事業主に義務付けられた行動計画の策定・届出等が確実に行われるよう、法の履行確保を図ります。行動計画や女性の活躍に関する情報公表の際には、「女性活躍推進企業データベース」の活用を奨励します。「えるぼし」、「プラチナえるぼし」認定の申請に向けた働きかけも行います。
- ①-2 労働者が性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重されつつ職業生活を営むことができるよう、男女雇用機会均等法の履行確保を図ります。妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止について、関係法令の周知を図るとともに、相談が寄せられた場合は速やかに必要な指導を行います。

女性の活躍に関する「情報公表」について

情報公表の項目 (厚生労働省令で規定)

- ① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - ② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- ▶ 301人以上の事業主 (義務)
- ①から「男女の賃金の差異」を含めた2項目以上と、
 - ②から1項目以上の計3項目以上を公表
- ▶ 101人以上300人以下の事業主 (義務) ①及び②の全ての項目から1つ以上
- ▶ 100人以下の事業主 (努力義務)

改正省令施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表していただきます。

女性の活躍推進企業データベース

企業担当者の方

データの新規登録・更新の手続き、
他社データの検索はこちらから



スマホ版

学生・求職中の方

女性管理職の割合や平均勤続年数など、
企業研究に役立つデータが見られます。

「えるぼし」認定マーク

「プラチナえるぼし」認定マーク



えるぼし認定段階は1つ星、2つ星、3つ星があり、達成した評価項目数で★の数が違います

認定マークは、女性の活躍が優良な企業として女性活躍推進法に基づき認定を受けた企業が表示できます。認定を受けた企業は、商品や広告等に付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRでき、優秀な人材確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。

福井労働局認定企業数

(令和4年12月末現在)

プラチナえるぼし	1社
(全国)	30社
えるぼし	12社
(全国)	1,957社

今後の取組 【育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法】

- ② 令和5年4月1日から施行される改正育児・介護休業法に基づく1,000人超企業を対象とした育児休業等取得状況の公表の義務化について着実な履行確保を図ります。併せて、令和4年度より施行されている改正内容を含め、法に基づく両立支援制度について周知徹底を図ります。また、育児・介護休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行います。
- ③-1 育児・介護休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を実施した事業主を支援する両立支援等助成金の活用を促すことにより、男女とも仕事と育児・介護が両立できる職場環境の整備を支援します。
- ③-2 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等については、各企業の実態に即した計画の策定を支援するとともに、労働者数101人以上の義務企業の届出等の徹底を図ります。あわせて、「くるみん」、「プラチナくるみん」、及び「くるみんプラス」の認定の取得に向けた働きかけを行います。

イクメンプロジェクトHP
企業の取組事例や研修資料等掲載中

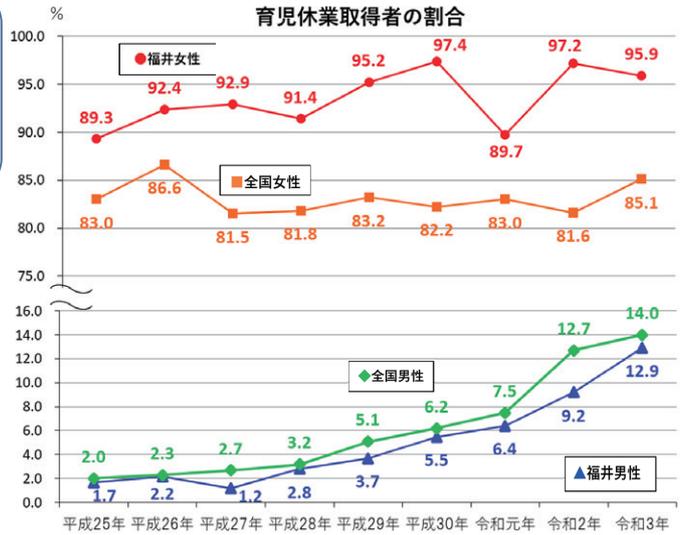
育める男が、家庭を変える。社会が動く。



「くるみん」認定マーク
子育てサポート企業として次世代育成支援対策推進法に基づき認定を受けた企業が表示できます
(男性の育児休業取得率等、達成認定基準の高さにより、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんの3種類があります)



福井労働局認定企業数(令和4年12月末現在)
プラチナくるみん 6社(全国 474社)
くるみん(トライ含む)37社(全国 4,024社)



「福井県勤労者就業環境基礎調査」福井県 「雇用均等基本調査」厚生労働省

今後の取組 【不妊治療との両立支援、子育て女性への就職支援】

- ④ 令和4年度に創設された不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の周知や認定の取得に向けた働きかけを行うとともに、不妊治療のために利用できる特別休暇制度の導入等に関する各種助成金、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」や「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」等の活用を促すことで、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境の整備を支援します。
- ⑤-1 ハローワーク福井及び武生に設置している「マザーズコーナー」において、担当者制によるきめ細かな就職支援等を実施します。
- ⑤-2 子育て中の女性等のために、ハロートレーニングにおいて、訓練時間を短縮し、託児サービスを付帯した「リカレント教育訓練コース」を設定し、学び直しとスキルアップを支援します。



企業の皆様向けの制度導入マニュアルです。不妊治療の現状、両立支援制度導入の手順やポイント、制度導入企業の具体的事例(20社)等が掲載されています。

「プラチナくるみんプラス」認定マーク



「トモニン」「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマークです

仕事と介護の両立特集サイト
介護休業制度に関する各種資料が掲載されています。



労働者の皆様向けに、不妊治療の内容や職場での配慮のポイントを紹介しています。



くるみんプラスマーク
「くるみん」等認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、認定を受けた際に表示できます(トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのそれぞれに追加できます)

「マザーズコーナー」

- ・子育てしながら就職を希望している方の就職支援
- ・出産・子育て等でブランクがある方の再就職支援
- ・将来的に子育てと仕事の両立を希望する方の転職等をサポート・応援します。



(キッズコーナー)



(授乳室)



厚生労働省HP
不妊治療と仕事の両立に関する資料を掲載中

2 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「バゆうちゃん」

課題

パートタイム・有期雇用労働法が令和3年4月1日から中小企業を含め全面適用されており、引き続き雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）に向けて、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員転換を推進する必要があります。

重点事項

- ① 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- ② 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等



パートタイム・有期雇用労働法のポイント

◎ 不合理な待遇差の禁止

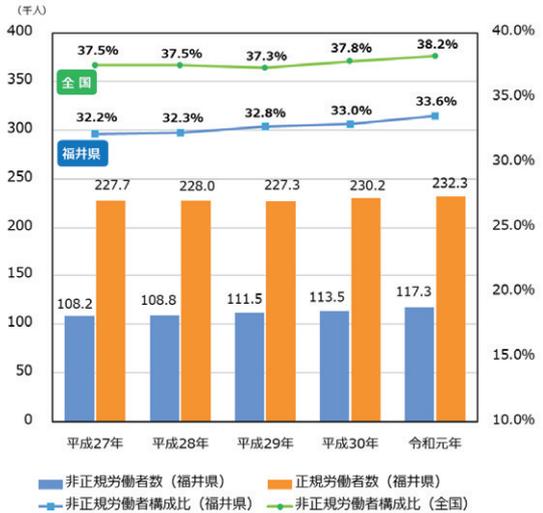
同一企業内において、正規雇用労働者とパートタイム・有期雇用労働者との間で基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

能力や経験などに応じて基本給等を支給する場合は同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合にはその相違に応じた支給が求められています。

◎ 説明義務

事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から、正規雇用労働者との待遇の違いやその理由などについて、説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。

非正規労働者の推移



資料出所: 総務省「労働力調査」「福井県就業実態調査」

今後の取組

- ① パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収及び労働者派遣法に基づく指導監督等を実施することにより、法の着実な履行確保を図ります。また、「ふくい働き方改革推進支援センター」において、「業界別同一労働同一賃金導入マニュアル」等を活用し、窓口相談やコンサルティング支援、セミナー等、きめ細かな支援を行います。
- ②-1 非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善に取り組んだ事業主に対してキャリアアップ助成金による支援を行います。
- ②-2 労働契約法に基づく無期転換ルールを認知していない企業や労働者のために、無期転換ルールの円滑な運用について周知徹底等を行います。



同一労働同一賃金ガイドライン、解説動画、法の概要、不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアルなどを掲載しています。

同一労働同一賃金ガイドラインとは

正社員と非正規雇用労働者との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであるか、原則的な考え方と具体例を示しています。基本給、賞与、各種手当（役職手当、通勤手当・食事手当等）といった賃金にとどまらず、教育訓練や福利厚生等（慶弔休暇、病気休暇等）についても紹介されています。ガイドラインの具体例に該当しないもの、記載がないもの（退職手当、家族手当等）も含め、不合理な待遇差の解消に向けて各社の労使により個別具体的な事情に応じて待遇の体系について議論していくことが望まれます。

無期転換ルールの概要、企業の取組事例などの情報を掲載しています。



法対応チェックツール、参考判例、職務分析・職務評価、企業の取組事例、セミナー情報などを掲載しています。



有期契約労働者の無期転換ポータルサイト



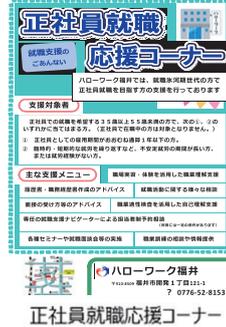
3 就職氷河期世代の活躍支援

課題

いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、現在も本意ながら不安定な仕事に就いている、又は無業の状態にある等、様々な課題に直面しています。そのため、就職氷河期世代の抱える固有の課題（実社会での経験不足等）や今後の人材ニーズを踏まえた支援を行いつつ、関係機関と連携し、就職氷河期世代の活躍支援に取り組むことが必要です。

重点事項

- ① 「ふくい就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」による関係機関が連携した支援
- ② ハローワークの専門窓口における正社員就職の支援
- ③ 正社員で雇い入れる企業への助成金等の活用による支援
- ④ 長期にわたり無業の状態にある方に対する支援



今後の取組

- ① 労使団体、支援機関、行政機関で構成される「ふくい就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において事業計画を策定し、効果的な支援策のとりまとめ・各種施策の進捗管理等を統括し、各界が一体となって、継続的かつ実効性のある取組を推進します。
- ② ハローワーク福井に設置している専門窓口「正社員就職応援コーナー」を中心に、一人ひとりの課題に対応した総合的な支援を実施します。また、ハローワークを利用していない層にも幅広く情報が届くよう、福井労働局の就職氷河期世代支援の特設webサイトや相談窓口・支援制度等を掲載したガイドブック等により積極的に情報を発信します。
- ③ 正社員として継続して雇い入れた事業主を支援する特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用助成金について、効果的に周知し、企業の積極的な採用を支援します。
- ④ ハローワークと若者サポートステーションが連携し、職業的自立に向けた継続的支援を実施します。

4 新規学卒者等への就職支援

課題

新規学卒者等が適切な職業選択ができるよう、新卒応援ハローワークを中心とした一人ひとりの状況に応じたきめ細かな個別支援を実施するとともに、県内企業における若年労働力の確保のため、県内就職を促進する必要があります。

重点事項

- ① 新規学校卒業予定者等に対する県内企業への就職促進のための支援
- ② ユースエール認定企業制度の積極的な周知・広報

今後の取組

- ① 福井新卒応援ハローワーク等において、良質な学卒求人確保に努めるとともに、学校と連携の上、就職支援ナビゲーターの担当者制等によるきめ細かな支援を実施します。また、地方自治体とも連携して、合同企業説明会や就職面接会を実施します。
- ② 「ユースエール認定企業」制度（※）について積極的に周知・広報を行い、認定企業の情報発信を後押しするなど、県内企業への就職を促進します。

（※）「ユースエール認定企業制度」とは、若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が認定する制度です！



認定のメリット

- ◆ ハローワークなどで情報発信をサポート
- ◆ 労働局・ハローワーク主催の就職面接会に積極的に案内
- ◆ 自社の商品、広告等に認定マークの使用が可能
- ◆ 企業イメージがアップ
- ◆ 公共調達加点や低利融資等

福井労働局認定企業数（令和4年12月末現在）
16社（全国975社）



県内6か所で開催された高校生サマー求人企業説明会



福井新卒応援ハローワークリーフレット

5 高齢者の就労・社会参加の促進

課題

少子高齢化が急速に進行し、人口が減少する中で、働く意欲がある高齢者が年齢にかかわらず活躍できる社会を実現することが重要であることから、高齢者雇用に積極的に取り組む企業への支援や、65歳を超えても働くことを希望する高齢求職者に対する再就職支援が必要です。

重点事項

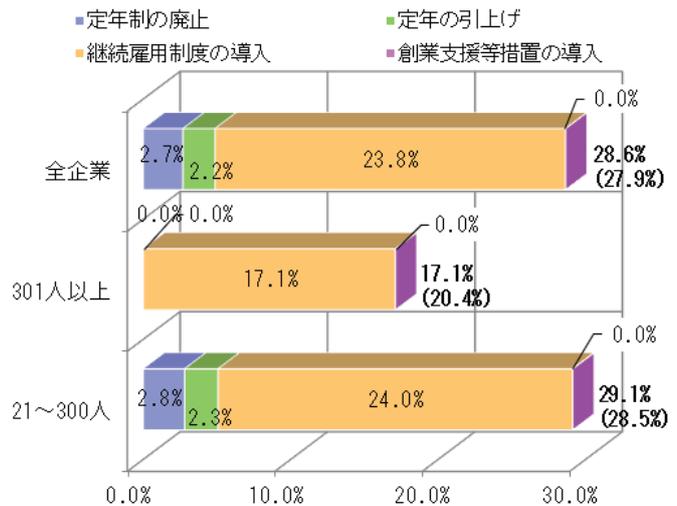
- ① 70歳までの就業機会確保等に向けた取組
- ② ハローワークにおけるマッチング支援
- ③ 地域における多様な就業機会の確保

今後の取組

- ① 労働者が70歳までの就業機会を確保できるよう、企業に対して、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発を図ります。
- ② ハローワーク福井及び武生に設置した「生涯現役支援窓口」を中心に効果的なマッチング支援を行うなど、特に65歳以上の高齢求職者の再就職支援に重点的に取り組みます。
- ③ 福井県シルバー人材センター連合と連携を図るなど、地域における高齢者の多様な就業機会の確保を関係機関と連携して推進します。

70歳までの高齢者就業確保措置の内容

(従業員21人以上の県内企業) ()内は全国



6 障害者の就労促進

課題

障害者の職業を通じた自立を実現するために、官民間わず雇用の促進や職場定着を一層推進するほか、多様な障害特性に対応した、適切な就労支援に取り組む必要があります。

重点事項

- ① 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化
- ② 改正障害者雇用促進法の円滑な施行
- ③ 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援
- ④ 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

今後の取組

- ① 令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に法定雇用率が上げられることにより、雇用率未達成企業の増加が見込まれます。そのため、障害者の関係機関と連携し、採用の準備段階から職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業等の障害者の雇入れ支援を一層強化します。
- ② 短い労働時間で働く、重度障害者や精神障害者の実雇用率への算定及び除外率が令和7年4月より10ポイント引き下げられることを効果的に周知するとともに、雇用の質の向上を推進します。
- ③ 精神障害者、発達障害者及び難病患者の求職者について、ハローワークに雇用トータルサポーターを配置し、多様な障害特性に対応した支援を実施します。
- ④ 公務部門においても雇用率達成に向けた啓発・助言等を行うとともに、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための研修等を実施します。

民間企業における障害者雇用の状況 (障害者雇用状況報告書 各年6月1日現在)

(人：短時間労働者等は0.5人で計算)



障害者雇用制度の主な変更点

- ・新たな雇用率の設定
令和5年度からの障害者雇用率：2.7% (現行2.3%)
ただし、計画的な雇入れができるよう段階的に引き上げ
- ・除外率の引下げ時期
令和7年4月から除外率の10ポイント引き下げ

7 外国人に対する支援

課題

外国人労働者が安心して働き、その能力を十分に発揮できる環境を確保するため、適正に雇用管理改善に取り組む企業への支援を行うとともに、外国人求職者に対して、多言語による相談支援体制の整備を図る等、きめ細かな就職支援に取り組んでいく必要があります。

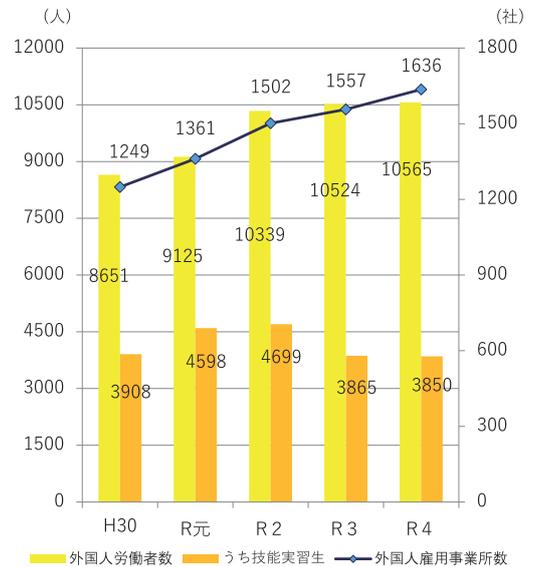
重点事項

- ① 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・指導等の実施
- ② 外国人求職者に対する就職支援

今後の取組

- ① 外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、雇用状況届出制度や雇用管理指針の周知・啓発を図るとともに、事業所訪問等による助言・指導等、雇用管理改善に向けた取組を推進します。
- ② 外国人が多く所在する地域のハローワーク福井及び武生の「外国人雇用サービスコーナー」において、専門相談員や通訳を配置するとともに、他のハローワークにおいても、多言語リーフレット等の活用により、多国籍化が進む外国人求職者に対する就職支援や雇用管理に関する相談支援を実施します。

外国人雇用事業所数・外国人労働者数の推移



第5 誰もが働きやすい職場づくり

1 働き方改革の実現に向けた取組

課題

中小企業・小規模事業者等が生産性を高めつつ労働時間の短縮等に向けた具体的な取組を行い、働き方改革を実現することができるよう、中小企業・小規模事業者等に寄り添った相談・支援を推進するとともに、多様な働き方が広がる中、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、最低基準である労働基準法等の履行確保を図ることに加え、労使の自主的な取組を促進させる必要があります。

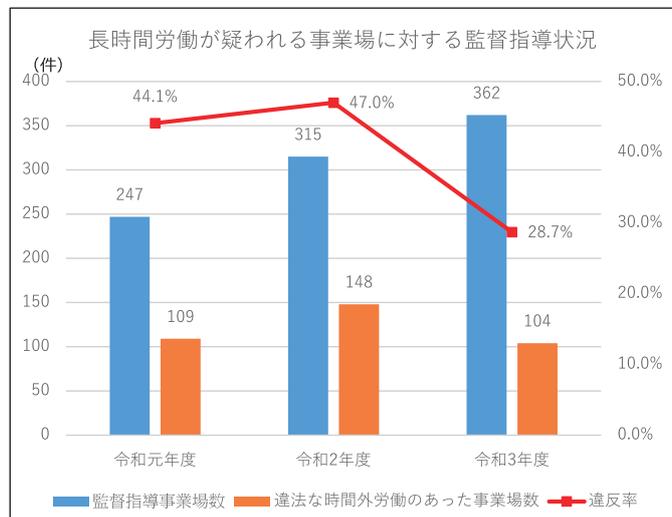
重点事項

- ① 長時間労働の抑制
- ② 労働条件の確保・改善対策
- ③ 労働時間の縮減等に取り組む事業者等への支援

今後の取組

【長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底】

- ①-1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施します。



＜令和3年4月から令和4年3月までの長時間労働に係る監督指導結果＞



(1) 監督指導の実施事業場：	362事業場
(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]	
① 違法な時間外労働があったもの：	104事業場 (28.7%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が	
月80時間を超えるもの：	34事業場 (32.7%)
うち、月100時間を超えるもの：	23事業場 (22.1%)
うち、月150時間を超えるもの：	5事業場 (4.8%)
② 賃金不払残業があったもの：	17事業場 (4.7%)
③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：	61事業場 (16.9%)
(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]	
① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：	138事業場 (38.1%)
② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：	40事業場 (11.0%)

【出典：令和4年10月28日付け 福井労働局公表資料】

今後の取組 【上限規制適用猶予事業・業種への労働時間短縮等に向けた支援】

- ①-2 時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた医師、自動車運転者、建設業等についても、令和6年4月から上限規制が適用されることとなります。自動車運転者の業務については、令和6年4月から適用される改正後の自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の周知を行います。トラック運送業については、労働基準監督署において、発・着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること等についての配慮を「要請」するなどの取組を実施します。
- ①-3 医師については、福井県医療の職場づくり支援センターなどと連携し、医療機関への適切な支援を行うとともに、宿日直許可申請等に関する医療機関からの相談に対し、懇切丁寧な対応を行います。建設業については、長時間労働の抑制、安全衛生対策の推進等に向けた支援を行います。



今後の取組 【労働条件の確保・改善対策】

- ②-1 新型コロナウイルス感染症の影響による大量整理解雇等に関する情報収集及び関係部局間での情報共有を図り、適切な労務管理がなされるよう啓発指導を行います。
- ②-2 賃金不払残業を防止するため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を周知を徹底し、賃金不払残業が認められた場合には、是正を指導します。
- ②-3 事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立・定着が重要であるため、労働基準関係法令の基礎的な知識や36協定届の作成支援、電子申請等について、ポータルサイト等を活用した周知を進めます。また、36協定届の未届解消を行うため、周知啓発・監督指導を行います。
- ②-4 技能実習生を含めた外国人労働者、自動車運転者、障害者等の法定労働条件を確保するため、関係機関と連携し、労働基準関係法令を周知するとともに、その遵守徹底を図ります。



ポータルサイト「**確かめよう労働条件**」では、動画やマンガで分かりやすく労働条件を学べるほか、相談機関や裁判例の紹介、労働条件に関するQ&Aなど、様々なコンテンツをご用意しております。

ポータルサイト「**スタートアップ労働条件**」では、労務管理等のWEB診断、36協定や就業規則の作成支援ツールが無料で利用できます。



アルバイトの労働条件を確かめよう！ キャラクター 〈たしかめたん〉

今後の取組 【労働時間の縮減等に取り組む事業者等への支援】

- ③-1 年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、時間単位の年次有給休暇の導入促進を行うとともに、10月の「年次有給休暇取得促進期間」やGW、夏季等の時期に集中的な広報を行います。また、病気休暇、不妊治療のための特別休暇等についても積極的に企業への導入促進を図ります。
- ③-2 勤務間インターバル制度は、労働者の生活時間や睡眠時間を確保するためのものであることを踏まえ、導入マニュアルや中小企業が活用できる働き方改革推進支援助成金を活用して、長時間労働が懸念される企業への導入促進を図ります。
- ③-3 福井県内の中小企業・小規模事業者の働き方改革が円滑に進むよう、また、地域における若者や非正規雇用労働者等の労働環境や処遇の改善等に向けた機運が高まるよう県内の政労使の代表者の協力を得て、労働施策総合推進法に基づく協議会「ふくい働き方改革推進協議会」を開催します。



ふくい働き方改革推進協議会

ふくい働き方改革推進協議会構成団体

< 行政機関 >

福井労働局
福井県
近畿経済産業局

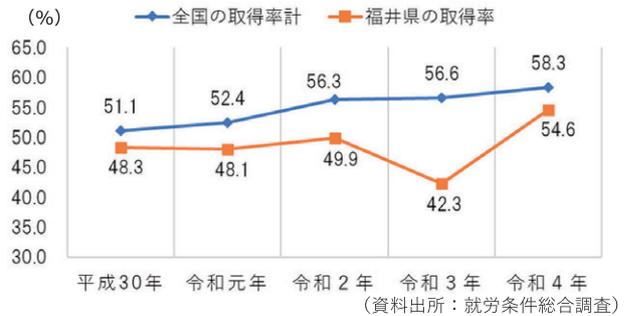
< 労使団体 >

連合福井
福井県経営者協会
福井県商工会議所連合会
福井県中小企業団体中央会
福井県商工会連合会

< 関係機関 >

福井県社会保険労務士会、ふくい働き方改革推進支援センター、福井県よろず支援拠点、福井銀行、福邦銀行、県内各信用金庫 等

年次有給休暇取得率の推移



勤務間インターバル制度の導入で従業員の健康の維持向上につながります。

職場環境改善等の職場づくりで従業員の定着や確保が期待できます。

仕事への集中度が高まり、生産性の向上につながります。

< 参考 > 支援窓口

◎ **労働基準監督署の労働時間相談・支援班の取組**

各労働基準監督署に配置されている「労働時間相談・支援班」は、「ふくい働き方改革推進支援センター」と連携を図りつつ、改正労働基準法等やテレワーク等の新しい働き方に対応した労務管理等、ウィズ・ポストコロナ時代の新しい働き方を踏まえて、個別訪問支援（※）や説明会の開催等、きめ細やかな支援を行います。

（※）行政指導ではなく、相談・支援等を行うものです。

個別訪問のお申し込みは、各労働基準監督署へ

◎ **ふくい働き方改革推進支援センターによる支援**

支援センターでは、事業主のご相談に専門家（社会保険労務士等）がご対応しています。電話やメール、来所の他、企業訪問によるコンサルティングも行っています。また、事務主向けのセミナーや講師派遣も行っています。これらは全て**無料**となっています。

【相談事例】

- ◆働き方改革をすすめる効果的な方法は
- ◆賃金上げを考えているが経営的に難しい
- ◆有給休暇の取得が進まない。よい方法がないか
- ◆同一労働同一賃金について詳しく聞きたい
- ◆職務分析・職務評価の取組を支援してほしい
- ◆助成金について知りたい 等々

◎ **福井労働局 雇用環境・均等室の取組**

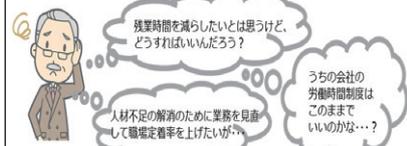
働き方・休み方改善コンサルタントが、働き方の見直しの取組や多様な働き方の導入について、企業の改善策の提供と好事例の紹介、専門的な助言を無料で行います。

お申し込みは、雇用環境・均等室へ

中小企業事業主のみさまへ

労働基準監督署・ふくい働き方改革推進支援センターが **働き方改革を支援**します。

事業主のお悩みに、労働基準監督署とふくい働き方改革推進支援センターが**無料**で電話・個別訪問などによる労務管理の点検・相談・アドバイスを行います。



このようにお悩みではないですか？
まずはお気軽に、お近くの労働基準監督署又はふくい働き方改革推進支援センターにお問合せ下さい。



働き方や休み方について自己診断で見える化し、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進を図ることを目的としたサイトです。企業の取組事例の紹介も掲載しています。

2 柔軟な働き方がしやすい環境整備

課題

雇用型テレワークについては、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことが出来る「良質なテレワーク」の導入・実施を進めていく必要があります。

副業・兼業については、労働者が健康を確保しながら安心して行うことができるように、ルールを明確化する必要があります。

また、フリーランスについては、安心して働ける環境を整備する必要があります。

重点事項

- ① 良質なテレワークの導入・定着促進
- ② ワーク・ライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き方の普及・促進
- ③ 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等
- ④ フリーランスの契約のトラブル等に対する相談支援

テレワーク総合ポータルサイト

テレワークに関する様々な情報を閲覧できます。



テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

副業・兼業の促進に関するガイドライン



今後の取組

① 良質なテレワークの定着促進を図るため、様々な機会を捉え、「**テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン**」の周知を行うとともに、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」の活用について中小企業事業主に周知を行います。

② 働き方・休み方改革に取り組んでいる企業の好事例の紹介を行うとともに多様な正社員制度（勤務時間限定・勤務地限定・職務限定）についても事例の提供等により更なる周知を行います。

③ 幅広く自身の能力を発揮したい等の希望を持つ労働者が、希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境の整備に向けて、「**副業・兼業の促進に関するガイドライン**」等の周知を行います。

④ 「**フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン**」を踏まえ、契約等のトラブルの相談については、「**フリーランス・トラブル110番**」を紹介するなどの対応を行います。

3 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 職場における感染防止対策の推進

課題

職場における新型コロナウイルス感染防止に取り組む必要があります。

重点事項

厚生労働省における感染防止対策の状況及び県内の感染状況を踏まえた職場における感染防止対策の推進

今後の取組

「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」において感染拡大防止に係る相談に対して丁寧な対応を行うとともに、「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用した職場における感染防止対策について、取組を推進します。

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	労働者間の距離確保、定期的な換気、仕切りなど、密にならない工夫を行っています。なお、マスクの着用は個人の判断ですが、感染対策上又は事業上の理由等により、労働者に着用を求めることは差し支えありません。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。



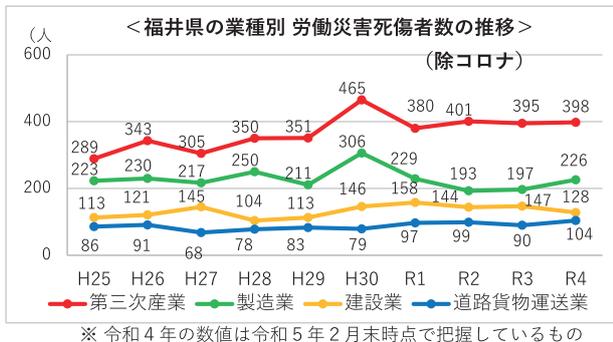
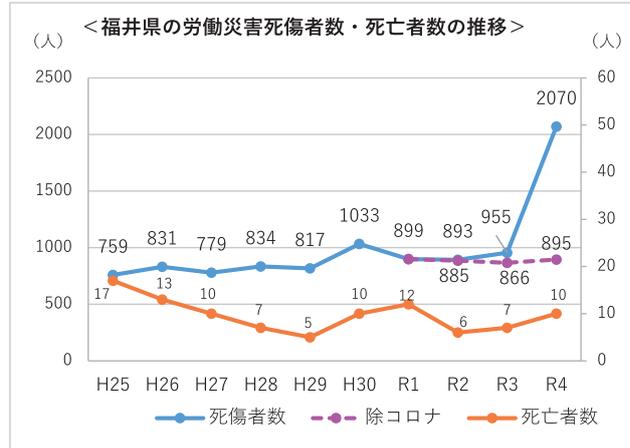
(2) 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

課題

第14次福井労働局労働災害防止推進計画（2023年度～2027年度）に基づき、国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、労働災害防止対策、健康確保対策を中心とした取組を進める必要があります。

重点事項

- ① 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための周知啓発等
- ② 労働者（特に中高年齢の女性）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高年齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ④ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑤ 業種別の労働災害防止対策の推進
- ⑥ 労働者の健康確保対策の推進
- ⑦ 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底



SAFE
コンソーシアム
ポータルサイト



今後の取組

【安全衛生対策、労働災害防止対策】

- ① 安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について、安全衛生に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることなどについて積極的に周知を図ります。
- ② 転倒・腰痛等の労働災害の増加に歯止めをかけることを目的に設立した「SAFEコンソーシアム」の周知を図るとともに、県内の関係機関、団体、事業者等を構成員とする「福井県小売業SAFE協議会」及び「福井県介護施設SAFE協議会」の運営を通じて、県内の安全衛生の機運の醸成を図ります。
- ③ 「高年齢労働者の安全と健康の確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）等の周知・啓発を図ります。また、外国人向けの安全衛生教育マニュアルや危険箇所の標識・掲示を推奨し、作業の危険性の理解向上と不安全行動の防止を図ります。
- ④ 令和5年4月1日施行の改正省令に基づき、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じる必要があることについて指導、周知・啓発を図ります。
- ⑤-1 建設業においては、依然として、墜落・転落災害による死亡災害が発生していることから、より一層の墜落・転落災害防止対策の徹底を図るとともに、一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名の義務化などを内容とする改正労働安全衛生規則等に係る指導、周知を図ります。
- ⑤-2 製造業においては、はさまれ・巻き込まれの危険性の高い機械等について、リスクアセスメントの実施などによる労働災害防止対策を推進します。
- ⑤-3 道路貨物運送業においては、昇降設備の設置等改正労働安全衛生規則等の指導、周知を図るとともに、「陸上貨物運送事業における荷役作業のガイドライン」に基づき、荷役作業中の労働災害防止対策を推進します。

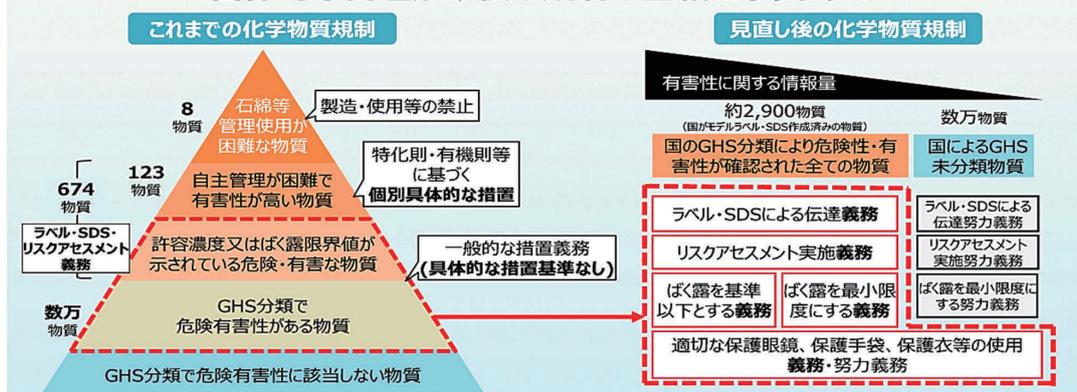
今後の取組 【労働者の健康確保対策、化学物質、石綿ばく露防止対策】

- ⑥-1 長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度等メンタルヘルス対策の推進を図るとともに、労働者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」について周知を行います。
- ⑥-2 福井産業保健総合支援センターが行う産業医等の産業保健スタッフや事業者向け研修、地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援、(独)労働者健康安全機構による団体経由産業保健活動推進助成金等について利用動奨を行うことにより、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援します。
- ⑦-1 令和4年2月及び5月に公布された新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、円滑な実施のために引き続き周知を図ります。
- ⑦-2 労働者の化学物質のばく露防止に向け、呼吸用保護具の適正な使用が重要であることから、フィットテストの円滑な導入に向けた周知を行います。
- ⑦-3 令和2年7月に改正された石綿障害予防規則に基づく履行確保のため、建築物石綿含有建材調査者講習の受講動奨及び当該講習の修了者による調査の徹底、石綿事前調査結果報告システムによる報告等の措置の徹底を図ります。

こころの耳

検索

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！



改正省令等の内容



リスクアセスメント支援



(3) 原子力発電所等に対する総合的な対策の推進

課題

原子力発電所等における、労働災害の防止、健康管理の促進が必要です。

重点事項

- ① 電離放射線障害防止規則に基づく適正な被ばく量の管理
- ② 原子力施設における新規規制基準を踏まえた定期検査等における工事等に係る労働災害の防止
- ③ 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底

令和3年4月1日施行の改正電離放射線障害防止規則に基づく被ばく線量の限度

		限度	根拠条文
通常	実効線量	100mSv/5年 かつ 50mSv/1年 ※ 女性は5mSv/3月	電離則第4条 除染則第3条
	等価線量	眼の水晶体 【改正前】150mSv/1年 → 【改正後】100mSv/5年 50mSv/1年 皮膚 500mSv/1年	電離則第5条
妊娠中	内部被ばく	1mSv/出産まで	電離則第6条
	等価線量	腹部表面 2mSv/出産まで	除染則第4条
緊急作業時	実効線量	100mSv/緊急作業従事期間中	電離則第7条第2項
	等価線量	眼の水晶体 300mSv/緊急作業中 皮膚 1000mSv/緊急作業中	
特例緊急作業	実効線量	250mSv以下/特例緊急作業従事期間中 (※H28.4.1施行)	電離則第7条の2第1項

今後の取組

- ① 放射線防止対策の徹底を図るため、令和3年4月1日に施行された改正電離放射線障害防止規則に基づき、適正な被ばく線量の管理等の徹底を図ります。
- ② 原子力施設における新規規制基準対応工事等における労働災害の防止を図るため、原子力施設全体の安全衛生管理体制を確立し、すべての関係請負人を含めた安全衛生対策が講じられるよう指導を行います。
- ③ 長時間労働の抑制および過重労働による健康障害を防止するため、過重労働が行われているおそれがある事業に対して、適正な労働時間管理及び健康管理に対する窓口指導、監督指導等を徹底します。

(4) 治療と仕事の両立支援



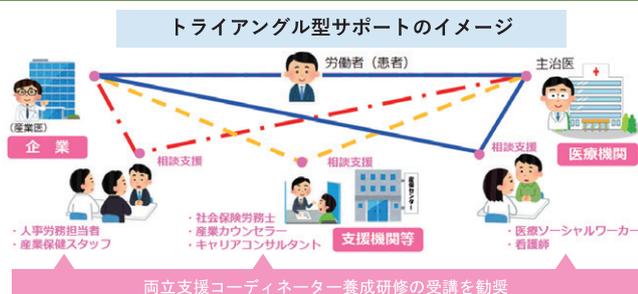
課題

治療と仕事の両立支援イメージキャラクター 「ちりょうさ」

疾病を抱える労働者が治療を行いながら仕事を継続することができるよう、労働者の疾病の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みの整備等に着実に取り組む必要があります。
また、がん等の疾病により、長期の治療を受けながら就職を希望する方の就職支援を推進する必要があります。

重点事項

- ① 治療と仕事の両立支援に関する取組の推進
- ② トライアングル型サポート体制の構築
- ③ 治療の状況に応じた就労支援



今後の取組

- ① 福井県地域両立支援推進チームにおいて策定した活動計画に基づき、地域の関係機関と連携して、「事業場における治療と仕事の両立のためのガイドライン」の周知・利用勧奨を図るなど、治療と仕事の両立支援に取り組む企業の支援を行います。
- ② 関係者に両立支援コーディネーターの役割についての理解の普及を図るとともに、(独)労働者健康安全機構が実施する養成研修の周知・受講勧奨を図ります。
- ③ ハローワークとがん診療連携拠点病院との連携のもと、がん患者等の治療状況に応じたきめ細かな就労支援を実施することにより、円滑な就職の促進を図ります。

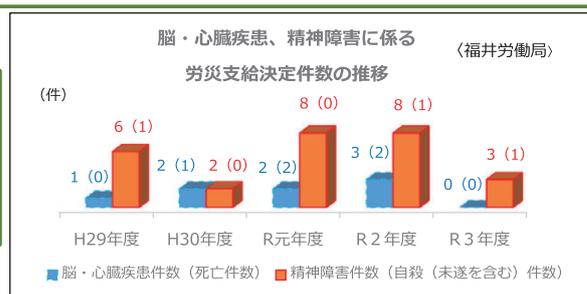
(5) 迅速かつ適正な労災保険の給付

課題

労災受給者数の高止まりに加え、複雑困難事案（脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患等）の請求件数も増加しており、更に、新型コロナウイルス感染症に係る対応も求められる中、被災労働者の迅速な保護を図るため、迅速かつ適正な事務処理に努める必要があります。

重点事項

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る的確な労災補償の実施
- ② 過労死等事案（脳・心臓疾患、精神障害）に係る適正な労災認定
- ③ 石綿関連疾患に係る的確な労災認定及び石綿救済制度等の周知徹底



今後の取組

- ①-1 就業中に新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、労災保険給付の対象となることを周知するとともに、労災請求があった場合は、迅速かつ的確な調査決定を行います。
- ①-2 労働者等から相談があった場合には懇切丁寧に対応するとともに、集団感染が発生した事業場が確認された場合においては、必要に応じ、事業場などに対し労働者への請求勧奨の実施について積極的に依頼を行います。
- ② 過労死等事案には、各認定基準に基づき、進行管理を徹底し、迅速かつ適正な労災認定を行います。
- ③-1 石綿関連疾患に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の事案に当たっては、認定基準に基づき適正な労災認定を行います。
- ③-2 石綿関連疾患に係る補償（救済）制度について、がん診療連携拠点病院等で問診の際に石綿ばく露チェック表の活用や労災請求の勧奨を依頼したり、県内市町の広報誌等に救済制度の掲載を依頼するなど広く周知の徹底を図ります。

(6) 総合的なハラスメント対策の推進

課題

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するいわゆるマタニティハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけるとともに働く人の能力発揮の妨げになります。

このため、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に基づき、事業主に義務付けられたパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及びいわゆるマタニティハラスメントの防止措置の履行確保を徹底する等、職場におけるハラスメント対策を総合的に推進する必要があります。

重点事項

- ① 総合的なハラスメント対策の推進
- ② 労働関係紛争の早期解決の促進

福井労働局様式集



ハラスメント防止周知啓発チラシ例、規定例をダウンロードできます。



ハラスメント裁判事例、他社の取組などハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団



周知啓発チラシ例（抜粋）

ハラスメントは許しません！

当社は下記のハラスメント行為を禁止します
(就業規則第 条)

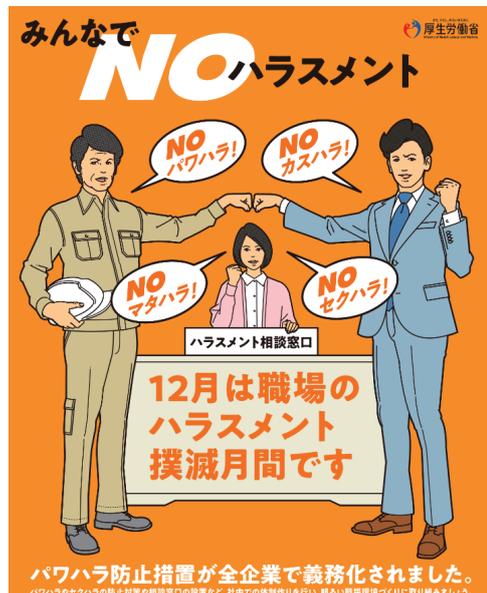
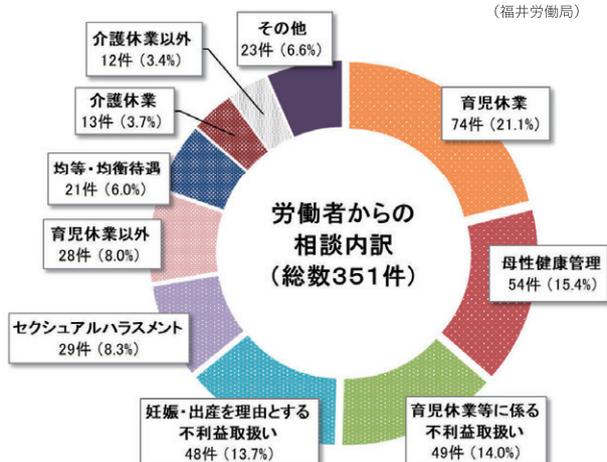


今後の取組 【総合的なハラスメント対策の推進】

- ①-1 令和4年4月1日からパワーハラスメント防止措置が中小企業にも義務化され、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し、指導等により法の履行確保を図ります。また、適切なハラスメント防止措置が講じられるようウェブサイト「あかるい職場応援団」等の各種ツール活用について周知を行っていきます。
- ①-2 就職活動中の学生等に対するハラスメントについては、事業主に対し、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」による周知徹底を図り、学生からの相談による事案把握の際は、事業主に対し適切な対応を求めます。
- ①-3 12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に、職場におけるハラスメント撲滅の周知啓発に取り組みます。

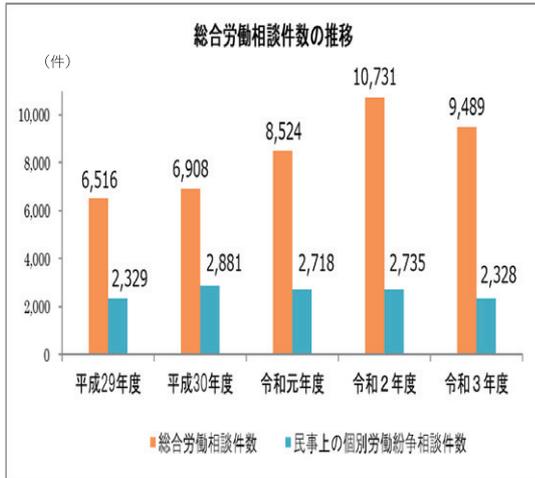
労働者からの均等法関係法令に関する相談内訳 (令和3年度)

(福井労働局)



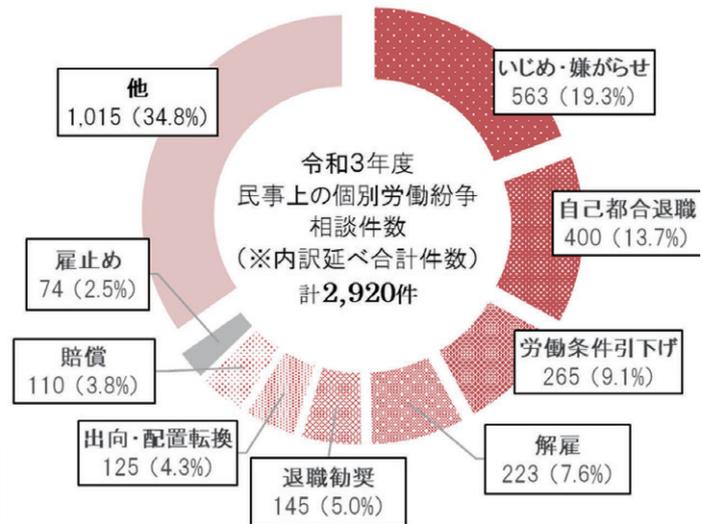
今後の取組 【労働関係紛争の早期解決の促進】

- ②-1 パワーハラスメントをはじめとしたあらゆる労働問題に関して、総合労働相談コーナーにおいてワンストップで対応するとともに、紛争調整委員会によるあっせん等により、個別労働紛争の早期の解決を促進します。
- ②-2 ハラスメント防止措置を実施するよう事業主に助言・指導を行うほか、ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するとともに、紛争解決援助制度等の活用を含む丁寧な対応を行います。



民事上の個別労働関係紛争相談の内訳(令和3年度)

(福井労働局)



パワハラに関する相談はお近くの
福井労働局、各労働基準監督署の「総合労働相談コーナー」へ



4 労働保険の未手続事業の解消と収納率の向上

課題

労働保険制度は、労働者の生活を守るセーフティネットであるとともに、その保険料は労働行政における各種施策推進のための財政基盤にもなっています。

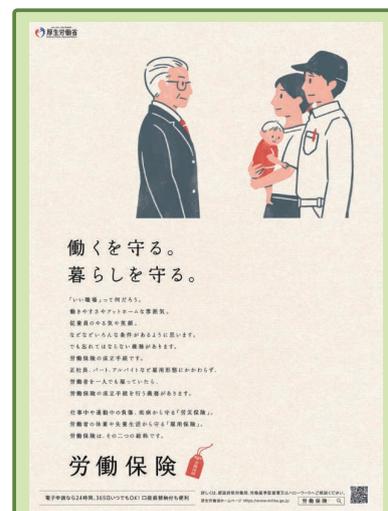
労働保険の未手続事業の解消と保険料収納率の向上は、労働保険制度の健全な運営や費用負担の公平性の確保、労働者の福祉の向上等の観点において、より一層取り組む必要があります。

重点事項

- ① 未手続事業の的確な把握と手続指導・加入勧奨等の実施
- ② 実効ある滞納整理や納付督励等による収納率の向上

今後の取組

- ① 労働局、監督署、ハローワーク、労働保険未手続事業一掃業務の委託事業者、他の行政機関及び関係団体等との連携のもと、未手続事業についての的確に把握するとともに、積極的に加入勧奨や加入手続の指導を行い、解消を図ります。
- ② 滞納整理にあたっては、高額滞納事業主及び複数年度にわたり滞納している事業主を重点とするなど、効率的な計画を策定し効果的に実施します。



令和5年度 主な行事予定

月	月間・週間 キャンペーン等	会議等	その他
4			
5	熱中症の予防に係るキャンペーン (5月～9月) 電子申請利用促進月間	安全衛生労使専門家会議	
6	外国人労働者問題啓発月間 「～力になります～ 仕事のことならハローワーク！」 キャンペーン (6月～9月)	建設工事関係者連絡会議 (福井県、国土交通省、建災防、福井県建設 業会) 福井地方最低賃金審議会 福井県生活保護受給者等就労自立促進事業 協議会 ふくい就職氷河期世代活躍支援 プラットフォーム会議	ふくい合同就職面接会 最低賃金基礎調査 (6～7月) 労働保険年度更新 (6～7月)
7	全国安全週間 (7/1～7) 全国安全週間パトロール	福井地方最低賃金審議会 (7月～11月) 福井県最低賃金専門部会 (7月～8月) 福井労働局・福井県雇用対策協定運営協議会	安全衛生福井労働局長表彰式 サマー求人企業説明会 (県内6会場で開催) 賃金構造基本統計調査 (～8月)
8	働き方改革トップ要請 (8月～) 出張ハローワーク！ ひとり親全カサポートキャンペーン		
9	職場の健康診断実施強化月間	特定最低賃金4業種合同専門部会	
10	全国労働衛生週間 (10/1～7) 全国労働衛生週間パトロール 福井県産業安全衛生大会 (主唱) 年次有給休暇取得促進期間	ふくい働き方改革推進協議会 特定最低賃金専門部会	障害者就職面接会 (10月～12月) (各ハローワーク主催)
11	過労死等防止啓発月間 過重労働解消キャンペーン月間 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間 労働局長による ベストプラクティス企業訪問 労働保険未手続事業一掃強化期間 労働保険滞納整理強化月間 テレワーク月間	福井地方労働審議会 (第1回) 過労死等防止対策推進シンポジウム 福井県地域職業能力開発促進協議会 (第1回)	
12	冬季無災害運動 (12月～2月) 職場のハラスメント撲滅月間	福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会 ふくい就職氷河期世代活躍支援 プラットフォーム会議	
1		福井地方労働審議会労働災害防止部会 (1月～3月)	学卒未内定者等対象の就職面接会
2	労働保険滞納整理強化月間	福井県地域職業能力開発促進協議会 (第2回)	
3		福井地方労働審議会 (第2回) 福井地方最低賃金審議会 福井県雇用シェア促進協議会	

主な助成金・給付金制度のご案内

労働局では、さまざまな種類の助成金・給付金を扱っています。

● 雇用関係の主な助成金

(問い合わせ先：職業安定部助成金センター)

雇用調整助成金

景気の変動等の経済上の事由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業、教育訓練又は出向によって、労働者の雇用維持を図る事業主に助成されます。

産業雇用安定助成金

事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合等に、出向元と出向先の双方の事業主に助成されます。

人材開発支援助成金

雇用する労働者の人材育成のため、職務に関連した知識や技能に関する職業訓練等を実施した事業主に助成されます。

特定求職者雇用開発助成金

高齢者（60歳以上）や障害者などの就職が特に困難な方をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成されます。

トライアル雇用助成金

就労経験のない職業に就くことを希望する求職者や、技能、知識不足等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成されます。

労働移動支援助成金

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等を行う事業主（再就職を実現した場合に限る）及び離職を余儀なくされた労働者を、早期に期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して助成されます。

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の正規雇用転換、処遇改善等を行う事業主に助成されます。

人材確保等支援助成金（テレワークコースを除く）

介護福祉機器の導入等を通じて介護労働者の離職率の低下に取り組む事業主に助成されます。

● 労働条件関係の主な助成金

(問い合わせ先：下記の各課室)

業務改善助成金（雇用環境・均等室）

事業場内最低賃金の引き上げと、業務改善効果のある設備投資等を行う中小企業事業主に対して、その取組に要した経費の一部が助成されます。

働き方改革推進支援助成金（雇用環境・均等室）

年次有給休暇の取得促進、所定労働時間の短縮のための取組や勤務間インターバルの導入を行う中小企業事業主や、傘下企業の生産性向上に向けた支援を行う事業主団体に対して、その取組に要した経費を一部助成します。

人材確保等支援助成金（テレワークコース）（雇用環境・均等室）

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主に助成されます。

受動喫煙防止対策助成金（労働基準部健康安全課）

既存特定飲食店において労働者の受動喫煙を防止するために喫煙室等を設置する中小企業事業主に助成されます。

● 両立支援関係の主な助成金

(問い合わせ先：雇用環境・均等室)

両立支援等助成金（出生時両立支援コース）

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、男性労働者に一定期間の育児休業等を取得させた事業主に助成されます。

両立支援等助成金（育児休業等支援コース）

育児休業の円滑な取得・復職等、仕事と育児の両立支援に関する取組を行った中小企業事業主に助成されます。

両立支援等助成金（育児休業等支援コース）「新型コロナウイルス感染症対応特例」

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校（保育園等含む）に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の特別休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）制度の規定化及び小学校が臨時休業等の場合でも勤務できる両立支援の仕組の周知を行い、特別休暇を取得させた事業主に助成されます。

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）

介護休業の円滑な取得・復職等労働者の仕事と介護の両立支援に関する取組を行った中小企業事業主に助成されます。

両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

不妊治療のために利用可能な休暇制度等の環境整備に取り組み、不妊治療を受けている労働者に休暇制度等を利用させた中小企業事業主に助成されます。

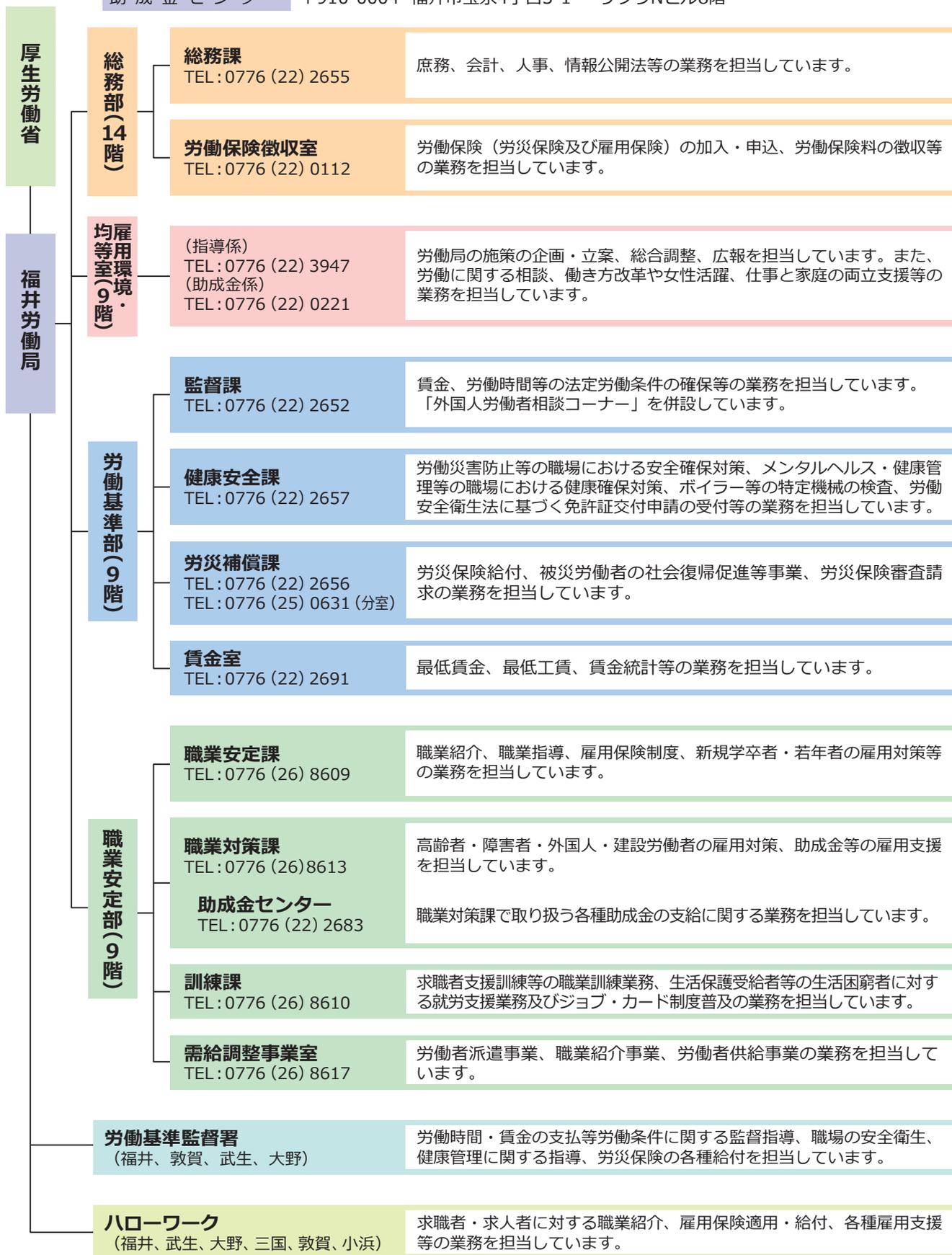
福井労働局の組織と主な業務

福井労働局は3部1室で構成し、労働基準監督署（4署）、ハローワーク（6所）があります。

福井労働局所在地 〒910-8559 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎（9階、14階）

労災補償課分室所在地 〒910-0006 福井市中央3丁目1-5 三谷中央ビル7階

助成金センター 〒910-0004 福井市宝永4丁目3-1 サクラNビル8階



労働基準監督署

- **福井労働基準監督署**
〒910-8542 福井市開発1-121-5 TEL:0776 (54) 7722
- **敦賀労働基準監督署**
〒914-0055 敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎 2階 TEL:0770 (22) 0745
- **武生労働基準監督署**
〒915-0814 越前市中央1-6-4 TEL:0778 (23) 1440
- **大野労働基準監督署**
〒912-0052 大野市弥生町1-31 TEL:0779 (66) 3838

ハローワーク

- **ハローワーク福井**
〒910-8509 福井市開発1丁目121-1 TEL:0776 (52) 8150
 - **ハローワーク福井マザーズコーナー**
〒910-8509 福井市開発1丁目121-1 TEL:0776 (52) 8157
 - **福井新卒応援ハローワーク**
〒910-8509 福井市開発1丁目121-1 TEL:0776 (52) 8170
 - **福井ヤングハローワーク**
〒918-8580 福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル1階 TEL:0776 (34) 4700
- **ハローワーク武生**
〒915-0071 越前市府中1-11-2 平和堂アル・プラザ武生4階 TEL:0778 (22) 4078
 - **ハローワークプラザさばえ**
〒916-0027 鯖江市桜町2-7-1 嚮陽会館1階 TEL:0778 (51) 8800
 - **ハローワークたけふマザーズコーナー**
〒916-0027 鯖江市桜町2-7-1 嚮陽会館1階 TEL:0778 (51) 8821
- **ハローワーク大野**
〒912-0087 大野市城町8-5 TEL:0779 (66) 2408
 - **勝山市地域職業相談室**
〒911-0811 勝山市片瀬町1-402 勝山市市民交流センター2階 TEL:0779 (88) 1286
- **ハローワーク三国**
〒913-0041 坂井市三国町覚善69-1 TEL:0776 (81) 3262
- **ハローワーク敦賀**
〒914-8609 敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎1階 TEL:0770 (22) 4220
- **ハローワーク小浜**
〒917-8544 小浜市後瀬町7-10 小浜地方合同庁舎1階 TEL:0770 (52) 1260

総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナーでは、労働者や事業主の方からのご相談を面談あるいは電話でお受けしています。

- **福井労働局総合労働相談コーナー（9階）** TEL 0776-22-3363
- **福井総合労働相談コーナー（福井労働基準監督署内）** TEL 0776-91-1686
- **敦賀総合労働相談コーナー（敦賀労働基準監督署内）** TEL 0770-22-0745
- **武生総合労働相談コーナー（武生労働基準監督署内）** TEL 0778-23-1440
- **大野総合労働相談コーナー（大野労働基準監督署内）** TEL 0779-66-3838

福井労働局ホームページのご案内

福井労働局では、法令・通達等の改正の情報、月ごとの雇用失業情勢や労働災害発生状況等の速報等、福井労働局で発表している最新情報をホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/home.html>



厚生労働省 福井労働局

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ ▶ よくあるご質問 ▶ サイトマップ

Google カスタム検索 🔍 検索

ホーム

ニュース&トピックス 各種法令・制度・手続き 事例・統計情報 窓口案内 労働局について

⚠️ ▶ [新型コロナウイルス感染症に関する労働者・企業の方向けの情報【雇用調整助成金等】](#)

学生及び就職氷河期世代応援特設サイト 外国人雇用対策 高齢者雇用対策 障害者雇用対策 働き方改革

ハورتレーニング（公的職業訓練） ★職員採用情報 行政運営方針

法令各種様式のダウンロードができます。

福井労働局 > 事例・統計情報 >

統計情報

- 労働災害発生状況
- 県内の雇用失業情勢
- 賃金情報等その他の職業安定行政業務統計
- 各種統計情報
- 県内の女性労働
- 厚生労働省発表の賃金関係統計一覧
- 個別労働紛争解決制度施行状況

目的や内容で探す

事業主の方 就労中の方 求職中の方

LINE 福井労働局、ハローワーク公式LINE

お役立ち情報

- 法令・様式集
- パンフレット・リーフレット
- 通達・赤払情報
- 電子申請（e-Gov）

福井県内の雇用失業情勢を掲載しています。

新着情報やイベント情報をいち早く掲載しています。

事例・統計情報 > 県内の雇用失業情勢 (賃金情報、求人倍率一覧、職業安定業務統計(年度版)等はこちらのページから)

※令和5年1月31日更新(次回の公表日は3月3日の予定です。)

雇用失業情勢	ハローワーク	労働市場月報	新規学卒統計	労働市場の動き	バランスシート
令和4年12月	令和4年12月	令和4年12月	高校・大学等	令和4年12月	令和4年12月
令和4年11月	令和4年11月	令和4年11月	高校・大学等	令和4年11月	令和4年11月
令和4年10月	令和4年10月	令和4年10月	高校・大学等	令和4年10月	令和4年10月
令和4年9月	令和4年9月	令和4年9月	高校	令和4年9月	令和4年9月
令和4年8月	令和4年8月	令和4年8月	高校	令和4年8月	令和4年8月
令和4年7月	令和4年7月	令和4年7月	高校	令和4年7月	令和4年7月
令和4年6月	令和4年6月	令和4年6月	高校	令和4年6月	令和4年6月
令和4年5月	令和4年5月	令和4年5月	-	令和4年5月	令和4年5月
令和4年4月	令和4年4月	令和4年4月	-	令和4年4月	令和4年4月
令和4年3月	令和4年3月	令和4年3月	高校・大学等	令和4年3月	令和4年3月

新着情報

- 2023年02月24日 ▶ 令和4年度_第2回福井地方労働審議会の開催について [NEW]
- 2023年02月21日 ▶ プラチナくるみんプラス認定に「株式会社福井銀行」を、えるばし認定に「医療法人社団西会」を認定しました! [NEW]
- 2023年02月17日 ▶ 『令和4年度_福井地方労働審議会労働災害防止部会』の開催について [NEW]
- 2023年02月15日 ▶ 株式会社福井銀行をプラチナくるみんプラス認定、医療法人社団西会をえるばし認定(3つ星)として認定!2月20日に認定通知書 [NEW]
- 2023年02月14日 ▶ 職場のパートタイム・有期雇用労働法への対応状況を確認してみよう [NEW]

新着情報一覧 RSS BSSについて